

第 8 号議案

府中市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 17 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

市職員の諸手当について、所要の改正を行うものであります。

府中市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(府中市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
(扶養手当) 第8条 省 略 2 前項の扶養親族とは、<u>次に掲げる者（扶養手当の支給に係る職員が、別表第1の適用を受ける職員のうち職務の級が4級以上の職員（以下この条及び次条において「4級以上職員」という。）である場合に</u>あつては、第2号から第6号までに掲げる者）で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1)～(6) 省 略 3 扶養手当の月額は、<u>次の各号（扶養手当の支給に係る職員が4級以上職員である場合に</u>あつては、第2号及び第3号）に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該	(扶養手当) 第8条 省 略 2 前項の扶養親族とは、<u>次に掲げる者</u>で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1)～(6) 省 略 3 扶養手当の月額は、<u>次の各号</u>に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

各号に掲げる額を合計して得た額とする。

(1) 前項第1号に掲げる扶養親族 3,000円

(2) 前項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族である子」という。） 11,500円

(3) 前項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族である孫等」という。） 6,000円

4 省 略

5 4級以上職員の扶養手当の月額算定における扶養親族である孫等の額は、第3項第3号に掲げる額にかかわらず、1人につき3,000円とする。

6 省 略

第9条 新たに職員となつた者に扶養親族（扶養手当の支給に係る職員が4級以上職員である場合に於ては、前条第2項第2号から第6号までに掲げる扶養親族。以下この項、次項及び第3項第2号において同じ。）がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においてはその

(1) 前項各号（第2号を除く。）に掲げる扶養親族（以下「扶養親族である配偶者等」という。） 6,000円

(2) 前項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族である子」という。） 9,000円

【追 加】

4 省 略

5 別表第1の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級以上である職員（次条において「4級以上職員」という。）の扶養手当の月額算定における扶養親族である配偶者等の額は、第3項第1号に掲げる額にかかわらず、1人につき3,000円とする。

6 省 略

第9条 新たに職員となつたものに扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においてはその職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)～(2) 省 略

2 省 略

3 省 略

(1)～(3) 省 略

(4) 前条第2項第1号に掲げる扶養親族又は扶養親族である孫等で、第1項の規定による届出に係るものがある4級以上職員が4級以上職員以外のものとなつた場合

(5) 前条第2項第1号に掲げる扶養親族又は扶養親族である孫等で、第1項の規定による届出に係るものがある4級以上職員以外のものが4級以上職員となつた場合

4 省 略

(地域手当)

第9条の2 省 略

2 前項に規定する地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。

3 省 略

(通勤手当)

(1)～(2) 省 略

2 省 略

3 省 略

(1)～(3) 省 略

(4) 扶養親族である配偶者等で第1項の規定による届出に係るものがある4級以上職員が4級以上職員以外のものとなつた場合

(5) 扶養親族である配偶者等で第1項の規定による届出に係るものがある4級以上職員以外のものが4級以上職員となつた場合

4 省 略

(地域手当)

第9条の2 省 略

2 前項に規定する地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

3 省 略

(通勤手当)

第10条 省 略

2 省 略

- (1) 前項第1号に掲げる職員 6月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として市の規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、市の規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が15万円を超えるときは、15万円に支給月数を乗じて得た額
- (2) 省 略
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用しないで、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市の規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額に支給月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が15万円を超えるときは、15万円に支給月数を乗じて得た額）、第

第10条 省 略

2 省 略

- (1) 前項第1号に掲げる職員 6月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として市の規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、市の規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月数を乗じて得た額
- (2) 省 略
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用しないで、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市の規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額に支給月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に支給月

1号に定める額又は前号に定める額に支給月数を乗じて得た額

3～4 省 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 管理職員が災害への対処により勤務時間等に関する条例第4条及び第5条の規定による週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間等に関する条例第5条の規定により任命権者が週休日を変更したとき、又は勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により任命権者が休日の勤務に替えて代休日を指定したときは、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処により午後10時から翌日の午前5時まで（週休日等に含まれる時間を除く。）の間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項の規定による勤務に

数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額に支給月数を乗じて得た額

3～4 省 略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 管理職員が災害への対処により勤務時間等に関する条例第4条及び第5条の規定による週休日又は休日に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間等に関する条例第5条の規定により任命権者が週休日を変更したとき、又は勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により任命権者が休日の勤務に替えて代休日を指定したときは、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処により同項の規定による支給の対象となる日以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

<u>従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした管理職員にあつては、当該各号に定める額に100分の150を乗じて得た額</u>とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で市の規則で<u>定める額</u> (2) 省 略 4 省 略	(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で市の規則で<u>定める額</u>（当該勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした管理職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額） (2) 省 略 4 省 略
---	---

第2条 府中市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
(扶養手当) 第8条 省 略 2 前項の扶養親族とは、<u>次に掲げる者</u>で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	(扶養手当) 第8条 省 略 2 前項の扶養親族とは、<u>次に掲げる者</u>（扶養手当の支給に係る職員が、別表第1の適用を受ける職員のうち職務の級が4級以上の職員（以下この条及び次条において「4級以上職員」

【削 除】

(1)～(5) 省 略

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

【削 除】

(1) 前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族である子」

という。）である場合にあっては、第2号から第6号までに掲げる者）で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると市長が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの

(2)～(6) 省 略

3 扶養手当の月額、次の各号（扶養手当の支給に係る職員が4級以上職員である場合にあっては、第2号及び第3号）に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

(1) 前項第1号に掲げる扶養親族 3, 0 0 0円

(2) 前項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族である子」

という。) 13,000円

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる扶養親族 (以下「扶養親族である孫等」という。) 6,000円

4 省 略

5 別表第1の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級以上である職員 (次条において「4級以上職員」という。) の扶養手当の月額算定における扶養親族である孫等の額は、第3項第2号に掲げる額にかかわらず、1人につき3,000円とする。

6 省 略

第9条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)～(2) 省 略

2 省 略

3 省 略

という。) 11,500円

(3) 前項第3号から第6号までに掲げる扶養親族 (以下「扶養親族である孫等」という。) 6,000円

4 省 略

5 4級以上職員の扶養手当の月額算定における扶養親族である孫等の額は、第3項第3号に掲げる額にかかわらず、1人につき3,000円とする。

6 省 略

第9条 新たに職員となつた者に扶養親族 (扶養手当の支給に係る職員が4級以上職員である場合に於ては、前条第2項第2号から第6号までに掲げる扶養親族。以下この項、次項及び第3項第2号において同じ。)がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1)～(2) 省 略

2 省 略

3 省 略

(1)～(3) 省 略 (4) <u>扶養親族である孫等で、第1項の規定による届出に係るものがある4級以上職員が4級以上職員以外のものとなつた場合</u> (5) <u>扶養親族である孫等で、第1項の規定による届出に係るものがある4級以上職員以外のものが4級以上職員となつた場合</u> 4 省 略	(1)～(3) 省 略 (4) <u>前条第2項第1号に掲げる扶養親族又は扶養親族である孫等で、第1項の規定による届出に係るものがある4級以上職員が4級以上職員以外のものとなつた場合</u> (5) <u>前条第2項第1号に掲げる扶養親族又は扶養親族である孫等で、第1項の規定による届出に係るものがある4級以上職員以外のものが4級以上職員となつた場合</u> 4 省 略
---	---

(府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
（給与に関する特例） 第4条 省 略 2 省 略 【削 除】	（給与に関する特例） 第4条 省 略 2 省 略 3 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市の規則で定めるところにより、</u>

【削 除】

(特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用)

第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例(昭和29年6月府中市条例第27号) 第16条の2第1項、第19条第2項及び第5項並びに第20条第2項の規定の適用については、同条例第11条第1項中「もの(第16条の2において「管理職員」という。)」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和3年9月府中市条例第13号)第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(以下「特定任期付職員」という。)(以下この条においてこれらを「管理職員」という。)が」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の175」と、「100分の130」とあるのは「100分の190」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定任期付職員」と、同条例第

その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例の規定の適用)

第5条 特定任期付職員に対する府中市職員の給与に関する条例(昭和29年6月府中市条例第27号) 第3条、第16条の2第1項並びに第19条第2項及び第5項の規定の適用については、同条例第3条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和3年9月府中市条例第13号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第3項に定める特定任期付職員業績手当」と、同条例第11条第1項中「もの(第16条の2において「管理職員」という。)」とあるのは「もの」と、同条例第16条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(以下「特定任期付職員」という。)(以下この条においてこれらを「管理職員」という。)が」と、同条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の175」と、「100分の130」と

<u>20条第2項中「総額は、前項の職員」とあるのは「、前項の職員のうちの特定期付職員以外の職員及び特定期付職員ごとの総額は、当該特定期付職員以外の職員にあつては当該職員」と、「総額を」とあるのは「総額、当該特定期付職員にあつては当該特定期付職員の勤勉手当算定基礎額に100分の112.5を乗じて得た額の総額を」とする。</u> (府中市職員の給与に関する条例の適用除外) 第6条 府中市職員の給与に関する条例第4条、第5条、第8条、第9条、<u>第9条の3及び第14条から第15条の2まで</u>の規定は、特定期付職員には適用しない。	あるのは「100分の190」と、同条第5項中「2級以上である職員」とあるのは「2級以上である職員及び特定期付職員」とする。 (府中市職員の給与に関する条例の適用除外) 第6条 府中市職員の給与に関する条例第4条、第5条、第8条、第9条、<u>第9条の3、第14条から第15条の2まで、第20条及び第20条の4</u>の規定は、特定期付職員には適用しない。
---	--

(府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和4年12月府中市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 省 略 2 省 略	(給与の種類) 第2条 省 略 2 省 略

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員緊急時等勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(扶養手当)

第5条 省 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者（扶養手当の支給に係る職員が、管理者が指定する職にある職員の場合にあっては、第2号から第6号までに掲げる者）で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(6) 省 略

(管理職員緊急時等勤務手当)

第16条 管理職員緊急時等勤務手当は、管理職員が緊急又は臨時の必要その他の公務の運営の必要により週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。）、休日又は代休日（以下これらを「週休日等」という。）に勤務した場合に支給する。ただし、管理者が管理職員に休日の勤務に替えて代休日を指定したときは、当該手当は支給しない。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員緊急時等勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

(扶養手当)

第5条 省 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(6) 省 略

(管理職員緊急時等勤務手当)

第16条 管理職員緊急時等勤務手当は、管理職員が緊急又は臨時の必要その他の公務の運営の必要により週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。第25条において同じ。）、休日又は代休日に勤務した場合に支給する。ただし、管理者が管理職員に休日の勤務に替えて代休日を指定したときは、当該手当は支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が、緊急又は臨時の必要その他の公務の運営の必要により、午後10時から翌日の午前5時まで（週休日等に含まれる時間を除く。）の間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員緊急時等勤務手当を支給する。

第19条 削除

（特定任期付職員についての適用除外等）

第25条 第4条、第5条、第7条及び第12条から第14条までの規定は、特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下この条において同じ。）には適用しない。

2 第16条第1項に定めるもののほか、管理職員緊急時等勤務手当は、特定任期付職員が緊急又は臨時の必要その他の公

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が、緊急又は臨時の必要その他の公務の運営の必要により、同項の規定による支給の対象となる日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員緊急時等勤務手当を支給する。

（特定任期付職員業績手当）

第19条 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。第25条において同じ。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

（特定任期付職員についての適用除外等）

第25条 第4条、第5条、第7条、第12条から第14条まで及び第18条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 第16条第1項に定めるもののほか、管理職員緊急時等勤務手当は、特定任期付職員が緊急又は臨時の必要その他の公

務の運営の必要により<u>週休日等</u>において勤務した場合に支給する。ただし、管理者が特定任期付職員に休日の勤務に替えて代休日を指定したときは、当該手当は支給しない。 3 前項に規定する場合のほか、特定任期付職員が、緊急又は臨時の必要その他の公務の運営の必要により、<u>午後10時から翌日の午前5時まで（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>の間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該特定任期付職員には、管理職員緊急時等勤務手当を支給する。	務の運営の必要により<u>週休日、休日又は代休日</u>において勤務した場合に支給する。ただし、管理者が特定任期付職員に休日の勤務に替えて代休日を指定したときは、当該手当は支給しない。 3 前項に規定する場合のほか、特定任期付職員が、緊急又は臨時の必要その他の公務の運営の必要により、<u>同項の規定による支給の対象となる日以外の日</u>の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該特定任期付職員には、管理職員緊急時等勤務手当を支給する。
--	--

第5条 府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
（扶養手当） 第5条 省 略 2 前項の扶養親族とは、<u>次に掲げる者</u>で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	（扶養手当） 第5条 省 略 2 前項の扶養親族とは、<u>次に掲げる者（扶養手当の支給に係る職員が、管理者が指定する職にある職員の場合にあっては、第2号から第6号までに掲げる者）</u>で他に生計の途がなく主

【削 除】

(1)～(5) 省 略

(単身赴任手当)

第9条 単身赴任手当は、管理者が指定する公署への異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項

としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第9条において同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると管理者が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（第9条において「パートナーシップ関係の相手方」という。）

(2)～(6) 省 略

(単身赴任手当)

第9条 単身赴任手当は、管理者が指定する公署への異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の引き続きの就業その他管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤する

の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると管理者が認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下この条において「パートナーシップ関係の相手方」という。）の引き続きの就業その他管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等から困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。

ことが通勤距離等から困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条及び第5条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和6年12月府中市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
第2条 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。 第5条中「「100分の120」とあるのは「100分の175」と、「100分の130」とあるのは「100分の190」を「「100分の125」とあるのは「<u>100分の80</u>」」に改める。	第2条 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。 第5条中「「100分の120」とあるのは「100分の175」と、「100分の130」とあるのは「100分の190」を「「100分の125」とあるのは「<u>100分の182.5</u>」」に改める。